おいて準用する場合を含む。）において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「準用施行法」という。）第十四条第三項において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十二条の十二第四項の規定及び準用施行法第十五条第三項において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の十三後段において準用する同法附則第十二条の十二第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

**第一条**　私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和三十六年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「改正法附則第十七項」を「準用施行法（改正法附則第十七項」に改め、「施行法」の下に「をいう。以下この項において同じ。」を加え、「若しくは第十五条第三項」を削り、「又は」を「及び準用施行法第十五条第三項において準用する」に、「三・二パーセント」を「四・一パーセント」に、「三パーセント）」を「三パーセント、平成二十一年四月から平成二十二年三月までの期間については年一・八パーセント、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・九パーセント、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの期間については年二パーセント、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、平成二十六年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十七年四月から平成二十八年三月までの期間については年三・二パーセント、平成二十八年四月から平成二十九年三月までの期間については年三・四パーセント、平成二十九年四月から平成三十年三月までの期間については年三・六パーセント、平成三十年四月から平成三十一年三月までの期間については年三・九パーセント、平成三十一年四月から平成三十二年三月までの期間については年四パーセント）」に改める。

（私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

**第二条**　私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和四十八年改正法附則第十一項」を「準用国共済施行法（昭和四十八年改正法附則第十一項」に改め、「国共済施行法」の下に「をいう。以下この項において同じ。」を加え、「若しくは第十五条第三項」を削り、「又は」を「及び準用国共済施行法第十五条第三項において準用する」に、「附則第十二条の十三」を「附則第十二条の十三後段」に、「三・二パーセント」を「四・一パーセント」に、「三パーセント）」を「三パーセント、平成二十一年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント、平成二十三年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの期間については年二パーセント、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、平成二十六年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十七年四月から平成二十八年三月までの期間については年三・二パーセント、平成二十八年四月から平成二十九年三月までの期間については年三・四パーセント、平成二十九年四月から平成三十年三月までの期間については年三・六パーセント、平成三十年四月から平成三十一年三月までの期間については年三・九パーセント、平成三十一年四月から平成三十二年三月までの期間については年四パーセント）」に改める。

**附　則**

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

文部科学大臣　川端　達夫
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

---

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

## 政令第六十二号

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二十六条第一項第八号ニ及び第六十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（法第二十六条第一項第八号の規定による法の規定の適用除外に係る経過措置）

**第五条の二**　販売業者又は役務提供事業者が法第二十六条第一項第八号イ、ロ若しくはハ又はこの政令別表第二各号に規定する者（以下この条において「許可事業者等」という。）となる前に締結した契約、許可事業者等となる前に受けた申込み又は許可事業者等となった後にその申込みにより締結した契約に係る販売又は役務の提供については、同項第八号の規定にかかわらず、法第二章第二節から第四節までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用があるものとする。

附則第二項中「平成二十五年九月三十日」を「平成二十五年九月二十九日」に改め、「規定する役務の提供」の下に「及び同条第三項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第七項に規定する役務の提供」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第五条の二の規定を準用する。

別表第二第二号中「提供」の下に「及び同法第三十五条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供」を加え、同表第三号中「行う役務の提供」の下に「及び同法第十二条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供」を加え、同表第四号中「除く。」の下に「及び農業協同組合法第九十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供」を加え、同表第五号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」の下に「第二条第三十六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規定する商品の販売又は役務の提供、同法」を、「若しくは役務の提供」の下に「及び同法第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十一項に規定する役務の提供」を加え、同表第七号中「除く。」の下に「及び水産業協同組合法第百二十一条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十九条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第六項第一号に規定する役務の提供

別表第二第十三号を次のように改める。

十三　商品先物取引法（昭和二十五年法律第百三十九号）第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者が行う同条第二十二項に規定する商品の販売又は役務の提供及び同条第二十九項に規定する商品先物取引仲介業者が行う同条第二十八項に規定する役務の提供

別表第二第十八号中「除く。」の下に「及び信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供」を加え、同表第二十号中「及び同法」を「、同法」に改め、「除く。」の下に「及び長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供」を加え、同表第二十二号中「除く。」の下に「及び労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供」を加え、同表第二十九号中「除く。」の下に「、同法第二条第十七項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二十一項に規定する役務の提供」を加える。

別表第二第三十号を次のように改める。

三十　削除

別表第二第三十一号中「提供」の下に「及び同条第十八項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二十二項に規定する役務の提供」を加える。

別表第二第三十六号を次のように改める。

三十六　削除